

世羅郡世羅町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年六月二十九日

広島県人事委員会

委員長 高 升 五十雄

広島県人事委員会規則第三十一号

世羅郡世羅町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

世羅郡世羅町の管理職員等の範囲を定める規則（平成十七年広島県人事委員会規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

本則中「別表のとおり」を、「会計管理者及び別表の上欄に掲げる機関についてそれぞれ同表の下欄に掲げる職を有する者と」に改める。

別表町長部局の項中「課長」を「行革担当参事 課長」に、「（総務課及び財政課） 職員係長 財務係長」を「（総務課）」に改め、同表に次のように加える。

せらにしタウンセンター	所長
-------------	----

別表備考中「機関」を「機関及び行革担当参事により構成される機関」に改める。

附 則

この人事委員会規則は、公布の日から施行する。